

事務事業評価シート

事業番号 No. 52		事務事業名 住宅確保要配慮者専用住宅改修費補助金		所管部課 住宅課						
基礎情報	事業開始時期【1】	令和5年度		実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()					
	根拠法令等【3】	西東京市住宅確保要配慮者専用住宅改修費補助金								
	総合計画【4】	基本目標	5 安全で安心して暮らせるまち	基本施策	11 快適で魅力的な住みやすいまちで暮らすために	施策	11-1 住みやすい住環境の整備			
	個別計画【5】	計画	西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	施策等①	民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	施策等②	居住安定確保のための取組			
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	住宅セーフティネット専用住宅として登録された住宅の賃貸人が、住宅確保要配慮者を入居させるため、当該専用住宅のバリアフリー改修工事等を行う場合に、その対象工事費用の一部を市が補助することで、専用住宅の増加を目指す。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 ■支払い方法：確定払 ■補助額・率： (1)バリアフリー改修工事等(工事総額の2/3以内で200万円を上限(1戸にかかる工事費用は50万円を上限)) (2)省エネ改修工事等(工事総額の2/3以内で100万円を上限) ■補助対象経費： 管理期間を10年以上とし、かつその他要件を満たす専用住宅の改修工事費 ■国・都補助の有無：あり(地域住宅交付金、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業) ■上乗せ横出し補助の有無：なし ■補助対象：専用住宅の所有者								
事業費データ	項 目	令和5年度(決算額)		令和6年度(決算額)		令和7年度(決算見込額)		令和8年度(予算額)		単位
	事業費計【8】	0		742		0		3,000		千円
	財源内訳	0		556		0		1,500		
	国庫支出金・都支出金	0		556		0		1,500		
	その他()	0		186		0		1,500		
	一般財源	0		186		0		1,500		
	人件費計【9】	134		149		149		149		
内訳	0.02 人 134 千円		0.02 人 149 千円		0.02 人 149 千円		0.02 人 149 千円			
正社員	人 千円		人 千円		人 千円		人 千円			
会計年度任用職員	人 千円		人 千円		人 千円		人 千円			
総コスト	134		891		149		3,149			
活動実績【10】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①交付実績戸数	2	0	2	1	3	0	3	3	戸
②										
成果指標【11】	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	改修した専用住宅の戸数	2	0	2	1	3	0	3	-	戸
	①【成果指標の説明】	目標値は予算上で見込んでいる改修可能数を計上している。								
②【成果指標の説明】										
事業環境等	事業実施における課題点と改善に向けての取組【12】	交付申請手続が専用住宅登録後となることから、空室期間が延びてしまうことになり、特にサブリース物件への影響が大きい。この空室期間を短縮するために、申請希望者は事前に相談するようHP等で周知している。								
	他団体の実施状況【13】	都内26市中、2市で同事業を実施している。予算規模は当市の5倍程度となる。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	東京ささエール住宅貸主応援事業(耐震改修補助金：補助対象経費の5/6で上限250万円/戸、住宅設備改善費補助金：補助対象経費の1/2で上限50万円/戸)							

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	非該当	非該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	2	2	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	1		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	3	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	3	3		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	専用住宅の登録に当たっては、構造上新耐震基準に適合している必要がある。また、専用住宅は高齢者や障害者など住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅となることから、バリアフリー改修等の住宅設備の改善も求められることから、本事業の継続は必要である。	二次評価 【17】	必要性	登録住宅の賃貸人が、住宅確保要配慮者を入居させるに当たり、バリアフリー改修工事等を実施する場合は補助対象となっていることから、専用住宅の拡充を目指すためには必要であると考え。一方で、実績が低調なことや他市での実施がないことを踏まえて、本市が補助する必要性については改めて検証する必要がある。
	有効性	総合計画においても「要配慮者の住まいの確保の支援」を記載しており、目的達成のために有効であるが、都の補助事業との兼ね合いで実績が伸びない課題がある。		有効性	本補助制度を利用できる母数はある程度固定されているが、都補助の対象外となる場合や自費施工が難しい場合に、専用住宅拡大に向けた本補助制度は一定程度有効であると考え。一方で、他の住宅確保要配慮者向け補助事業と合わせて、より活用しやすい制度となるよう、検討する必要がある。
	効率性・経済性	国補助1/2・都補助1/4が活用可能で、一般財源の軽減も実現している。本事業の周知の方法については改善の余地がある。		効率性・経済性	持続可能な体制の構築を目指すとともに、申込みの増加に向けた事業の周知等については、検討する必要がある。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--